

前橋市空家等対策計画の改訂に係る パブリックコメントの実施結果

建築住宅課

1 意見募集期間

平成30年2月10日（木）から平成30年2月28日（水）まで

2 意見提出状況

（1）意見提出者数 2人

（2）意見提出件数 2件

3 意見及び市の考え方

各意見に対する市の考え方は次ページ以降に記載のとおりです。
なお、取りまとめの都合上、提出された意見は要約しています。
貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

前橋市空き家等対策計画の改訂に係るパブリックコメント（意見募集）
に対する市の考え方

市民からの意見	左の意見に対する市の考え方
<p>私は不動産業を営んでいます。 今回の最重点地区及び重点地区で頂く相談の中で、過去に次のようなものがありました。</p> <p>(1) 空き家の隣の方が、敷地が狭いので、空き家を売るようなら購入したいから調べてほしい。</p> <p>(2) 借地で、貸しているけれど、地代が入ってこない。行き先がわからない。</p> <p>どちらも空き家の所有者が不明で、先に進まなくなっていました。</p> <p>司法書士や土地家屋調査士の方々にも相談しましたができないということでした。</p> <p>他にもこのような事例があると思うのですが、空き家の所有者と連絡を取りたい際に、情報公開はできないと思いますので、市の方で窓口となり、空き家の所有者と連絡を取ってもらえるようにしてもらえたらと思います。</p>	<p>空き家は個人の財産であり、行政の関わり方には難しい側面もありますが、空き家の有効活用が図られるような方法を今後検討していきます。</p> <p>(改訂の修正はなし)</p>
<p>弊社は平成10年より、住宅リフォーム業を営んでいます。</p> <p>一般住宅の所有者約3000軒が顧客ですが、近年その高齢化が進み、自宅としての使用を中止するお宅が増えています。</p> <p>理由は様々ですが、家の老朽化による、住宅としての機能低下はその大きな原因のひとつです。</p> <p>数十年住んだ家を離れるのは、持ち主としては、非常に寂しいはずです。</p> <p>もし、改修費用に補助が出るとすれば、もともと愛着のあるわが家ですから、そこへ留まる良い要因となると思います。</p>	<p>老朽化した建物を長持ちさせるとともに空き家の発生抑制を図るために、屋根や外壁などを改修する場合の新たな補助制度の実施について、計画に盛り込んでいます。</p> <p>(改訂の修正はなし)</p>